

塩の国の
塩

赤穂かん水塩 販売等事業者 募集

兵庫県立赤穂海浜公園「塩の国」のかん水を使った塩（赤穂かん水塩）を販売や飲食メニュー等に活用していただける事業者を募集します。

1.販売等事業者とは

販売等事業者とは、小売店や飲食店、旅館など赤穂市が指定する取次所（特定販売取次所）を通じて赤穂かん水塩を購入し、土産物や飲食メニューとして消費者に提供する事業者を言います。

2.販売等事業者になるには

販売等事業者になるには、赤穂市への登録が必要です。登録するには、指定様式による登録申請を行ってください。

- ①受付開始：随時
- ②登録手続き：指定様式に必要事項を記入の上、赤穂市商工課へ持参又は郵送してください。
- ③登録料：無料
- ④登録期間：3年（特に申し出がなければ、期間満了の日から3年間延長）

3.販売等事業者の登録要件

- 「食料品製造業」「飲料・たばこ・飼料製造業」「飲食料小売業」「宿泊業」「飲食店」のうち指定する業種であること

4.販売等事業者の主な厳守事項

- 登録の有効期間は3年間で、特に申し出がないときは、期間満了の日からさらに3年間延長します。なお、登録解除を希望する場合は、解除希望日の1か月前までに、市に申し出なければなりません。

【申請書の提出先：お問い合わせ】 〒678-0292 赤穂市加里屋 81 赤穂市産業振興部商工課
TEL 0791-43-6838 FAX 0791-46-3400
土日祝、年末年始をのぞく月～金 8:30～12:00、13:00～17:15

*募集要項、申請様式は赤穂市商工課窓口で配布しているほか、赤穂市ホームページからダウンロードできます。